

(写)

長門市告示第 87 号

令和 5 年 6 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 30 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 5 年 6 月 9 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）

第 2 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）

第 3 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 5 号 長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 6 号 長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

第 7 号 長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例

第 8 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例

第 9 号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

第 10 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）

第 11 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 12 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 13 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 14 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 15 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 16 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 17 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 18 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 19 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 20 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 21 号 長門市農業委員会委員の任命について

- 第 22 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 23 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 24 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 25 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 26 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 27 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 28 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 29 号 長門市農業委員会委員の任命について

報告

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 号 令和 4 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 3 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について
- 第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について
- 第 5 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

令和 5 年 6 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 号 令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 号 長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 号 長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第 7 号 長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例
- 第 8 号 長門市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
- 第 10 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）
- 第 11 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 12 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 13 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 14 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 15 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 16 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 17 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 18 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 19 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 20 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 21 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 22 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 23 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 24 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 25 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 26 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 27 号 長門市農業委員会委員の任命について
- 第 28 号 長門市農業委員会委員の任命について

第 29 号 長門市農業委員会委員の任命について

報告

第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について

第 2 号 令和 4 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 3 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第 5 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

議案第 4 号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>一 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> | <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p><u>(感染症防疫作業手当の特例)</u></p> <p>2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（感染症防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、作業に従事した日 1 日につき 4,000 円）とする。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和元年長門市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>本則</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第 3 条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に、承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p> | <p>本則</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第 3 条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの間に、承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

長門市地域福祉センター条例（平成 17 年長門市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 現行 | |
|---------------------------------|--|---------------------------------|--|
| 別表(第 10 条関係) | | 別表(第 10 条関係) | |
| 事業の種類 | 利用料金の額 | 事業の種類 | 利用料金の額 |
| 障害福祉サービスのうち生活介護に係る事業のうち規則で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 3 項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額を基準として、市長が規則で定める額 | 障害福祉サービスのうち生活介護に係る事業のうち規則で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 30 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の 100 分の 90 に相当する額を基準として、市長が規則で定める額 |
| | (略) | | (略) |
| 在宅介護・生活支援に係る事業 | 介護保険法第 115 条の 45 に定める地域支援事業のうち規則で定めるもの | 在宅介護・生活支援に係る事業 | 介護保険法第 115 条の 38 に定める地域支援事業のうち規則で定めるもの |
| | 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 63 の規定により市長が規則で定める額 | | 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 49 の規定により市長が規則で定める額 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市児童デイ・ケアセンター条例の一部を改正する条例

長門市児童デイ・ケアセンター条例（平成 19 年長門市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| 本則 (使用料) 第 5 条 (略) 2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童発達支援事業については、 <u>同法に基づき内閣総理大臣</u> が定める基準により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額 3 (略) | 本則 (使用料) 第 5 条 (略) 2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童発達支援事業については、 <u>当該法に基づき厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額 3 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市火災予防条例の一部を改正する条例

長門市火災予防条例（平成 17 年長門市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>本則</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電用ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> | <p>本則</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車</u>をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p> |

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)～(5) (略)

(6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター _____
_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄

(新設)

(新設)

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。 _____

(3)～(5) (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____
_____について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(新設)

電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第 3 節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第 23 条 (略)

2 (略)

(削る)

3 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合
適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格

_____に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第 3 節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第 23 条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。

4 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合
適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。)

(新設)

化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

- 5 第 3 項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

- 5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

別表第 4 から別表第 6 まで 削除

別表第 7(第 23 条関係)

| <u>表示の種類</u> | <u>図記号</u> | <u>色</u> |
|--------------------|--|---------------------------|
| <u>禁煙である旨の表示</u> |  | <u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u> |
| <u>火気厳禁である旨の表示</u> |  | <u>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</u> |
| <u>喫煙所である旨の表示</u> |  | <u>記号は黒、地は白</u> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の長門市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第9号

財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年長門市条例第56号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

災害対応特殊救急自動車 1台

2 取得価格

39,050,000円

（うち消費税及び地方消費税額 3,550,000円）

3 契約方法

指名競争入札による契約

4 取得の相手方

山口市小郡下郷945番地2

山口トヨタ自動車株式会社

代表取締役 齋藤宗房

議案第 10 号

財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

小型動力ポンプ付積載車 2 台

2 取得価格

25,190,000 円

（うち消費税及び地方消費税額 2,290,000 円）

3 契約方法

指名競争入札による契約

4 取得の相手方

宇部市昭和町 4 丁目 11 番 53 号

有限会社藤中ポンプ店

代表取締役 藤中義久

議案第 13 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 大田 裕美
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 16 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 岡藤 英雄
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 19 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 木村 正雄
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 22 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 中野 晴人
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 24 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 西村 志おり
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 25 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 林 一志
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 26 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 林 弘幸
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 28 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 村岡 清美
- 3 生年月日 [REDACTED]

議案第 29 号

長門市農業委員会委員の任命について

長門市農業委員会委員に下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 山近 洋祐
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

令和 4 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について
令和 4 年度長門市一般会計予算中、繰越明許費として予算繰越した事業に係る
繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22
年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和4年度 長門市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|--------------|-------------------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 総務費 | 総務管理費 | アルコール検知器購入事業 | 1,006,000 | 1,005,675 | | | | | 1,005,675 |
| | | 公共施設等解体撤去事業 | 41,730,000 | 41,730,000 | | | | 20,800,000 | 20,930,000 |
| | | 油谷地区小さな拠点づくり推進事業 | 51,359,000 | 51,359,000 | | | 36,300,000 | | 15,059,000 |
| 衛生費 | 保健衛生費 | 新型コロナウイルス対策事業 | 16,600,000 | 16,600,000 | | 16,600,000 | | | |
| | 清掃費 | 清掃工場維持管理費 | 12,100,000 | 12,100,000 | | | | | 12,100,000 |
| | | ごみ収集事業（直営分） | 4,886,000 | 4,884,340 | | | 4,500,000 | | 384,340 |
| 農林水産業費 | 林業費 | 先進的林業機械導入支援事業 | 12,065,000 | 7,064,333 | | 7,064,333 | | | |
| | | 林道等維持管理費 | 2,618,000 | 1,618,000 | | | | | 1,618,000 |
| | 水産業費 | 革新的漁業導入支援事業 | 19,386,000 | 8,644,680 | | 8,644,680 | | | |
| | | 県営漁港ストックマネジメント事業費負担金 | 12,021,000 | 12,020,240 | 45,840 | | 11,900,000 | | 74,400 |
| | | 県営漁港海岸環境整備事業費負担金 | 1,980,000 | 1,320,000 | | | | | 1,320,000 |
| | | 県営漁港海岸堤防等老朽化対策事業費負担金 | 3,581,000 | 3,580,010 | | | | | 3,580,010 |
| | | 県営外海地区水産環境整備事業費負担金 | 1,162,000 | 1,161,348 | | | | | 1,161,348 |
| | | 県営仙崎漁港漁業資源増進モデル整備事業費負担金 | 4,000,000 | 4,000,000 | | | | | 4,000,000 |
| | | 海岸保全施設整備事業 | 11,794,000 | 11,793,500 | | 3,557,250 | | | 8,236,250 |
| | | 漁港施設整備事業 | 9,000,000 | 8,470,000 | | | | | 8,470,000 |
| 商工費 | 商工費 | 若者起業家支援事業 | 23,998,000 | 2,861,000 | 861,000 | | | | 2,000,000 |
| | 観光費 | 長門湯本温泉観光まちづくり整備事業 | 27,660,000 | 27,659,200 | | | | | 27,659,200 |
| 土木費 | 道路橋梁費 | 市道津黄線落石防止事業 | 51,700,000 | 51,700,000 | | 24,735,564 | | | 26,964,436 |
| | | 市道土手正楽寺線改良事業 | 1,200,000 | 1,200,000 | | 619,000 | 500,000 | | 81,000 |
| | | 市道本郷畑線改良事業 | 20,790,000 | 12,758,000 | 24,919 | | 12,700,000 | | 33,081 |
| | | 市道白方大窪線改良事業 | 8,540,000 | 8,540,000 | 15,900 | | 8,500,000 | | 24,100 |
| 都市計画費 | 地籍調査事業 | 52,393,000 | 52,393,000 | | 34,290,000 | | | 18,103,000 | |
| 消防費 | 消防費 | 消防庁舎建設事業 | 37,917,000 | 30,417,000 | 43,479 | | 23,600,000 | | 6,773,521 |
| 教育費 | 教育総務費 | スクールバス運行事業 | 740,000 | 739,200 | | 369,000 | | | 370,200 |
| | 中学校費 | 学校施設・設備等整備事業 | 60,845,000 | 60,845,000 | | 14,721,000 | 29,100,000 | | 17,024,000 |
| | 社会教育費 | 仙崎公民館整備事業 | 46,829,000 | 32,239,432 | 171,423 | | 31,600,000 | | 468,009 |
| | | 長門市中央公民館施設・設備等改修事業 | 2,970,000 | 1,870,000 | | | | | 1,870,000 |
| 災害復旧費 | 農林水産業施設災害復旧費 | 現年農地農業用施設災害復旧事業 | 12,000,000 | 7,065,000 | | 7,015,545 | | 19,782 | 29,673 |
| | | 過年農地農業用施設災害復旧事業 | 40,800,000 | 37,100,000 | | 36,803,200 | | 118,720 | 178,080 |
| | 公共土木施設災害復旧費 | 現年公共土木施設災害復旧事業 | 83,000,000 | 49,567,000 | 72,000 | 26,501,000 | 13,100,000 | | 9,894,000 |
| 計 | | | 676,670,000 | 564,304,958 | 1,234,561 | 180,920,572 | 171,800,000 | 20,938,502 | 189,411,323 |

報告第2号

令和4年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和4年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

長門市長 江 原 達 也

令和4年度長門市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 予 算 上 額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰 越 額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額 | 説明 |
|-------|-------|-------------------------|------------------|-------------|--------------------|--------|------|-----|--------------|-----|---|---|
| | | | | | | 国庫補助金 | 県補助金 | 企業債 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 上水道事業 | | | | | | | | | | |
| | | 県道長門油谷線 配水管布設替工事 | 2,500,000 | 0 | 2,500,000 | 0 | 0 | 0 | 2,500,000 | 0 | 0 | 県道災害復旧工事に伴う工 事であり、復旧工事の延伸に よるため |
| | | 大坊水源池 ポンプ設備改修工事 | 14,955,600 | 0 | 14,955,600 | 0 | 0 | 0 | 14,955,600 | 0 | 0 | 新型コロナウイルス感染拡 大等社会情勢変化に伴う機 器・部品不足により、年度内 完了が不可能となったため |
| | | 三隅中水源 NO.2 送水ポンプ取替工事 | 5,885,000 | 0 | 5,885,000 | 0 | 0 | 0 | 5,885,000 | 0 | 0 | |

報告第3号

令和4年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告
について

令和4年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

長門市長 江 原 達 也

令和4年度長門市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 予算 計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 棚卸資産の 購入限度額 | 説明 | |
|-------|-------|--|-------------|-------------|-------------|------------|------|------------|--------------|-----|---|--|--|
| | | | | | | 国庫補助金 | 県補助金 | 企業債 | 損益勘定 留保資金 | | | | |
| 資本的支出 | 建設改良費 | 公共下水道建設事業 | | | | | | | | | | | |
| | | 東深川浄化センター 実施設計業務（沈砂池 施設防食） | 3,320,000 | 1,220,000 | 2,100,000 | 0 | 0 | 1,900,000 | 200,000 | 0 | 0 | 人件費や材料費の高騰などにより価格の折り合いや技術者の配置ができないことにより入札が不調・不落となり、年度内の完成が困難となったため | |
| | | 東深川浄化センター 耐震補強・機械・電気 設備工事（管理本館、 沈砂池） | 207,000,000 | 73,000,000 | 134,000,000 | 69,500,000 | 0 | 61,200,000 | 3,300,000 | 0 | 0 | | |
| | | 北部中継ポンプ場流 入ゲート取替工事 | 13,893,000 | 0 | 13,893,000 | 0 | 0 | 13,200,000 | 693,000 | 0 | 0 | 経済社会情勢の変化による原材料の不足や高騰で機器類の調達に不測の日数を要したため | |
| | | 仙崎庄送幹線污水管 布設替工事（田屋新屋 敷線） | 31,500,000 | 11,300,000 | 20,200,000 | 0 | 0 | 18,100,000 | 2,100,000 | 0 | 0 | 本工事の一部施工区間において、県及び市発注の工事が施工中であり、作業工程や通行規制期間の調整に不測の日数を要したため | |
| | | 農業集落排水建設事業 | | | | | | | | | | | |
| | | 油谷中央農業集落排 水処理施設タッチパ ネル・運転コントロー ラー取替工事 | 3,630,000 | 0 | 3,630,000 | 0 | 0 | 0 | 3,630,000 | 0 | 0 | 経済社会情勢の変化による原材料の不足や高騰で機器類の調達に不測の日数を要したため | |
| | | 油谷中央地区農業集 落排水処理施設 No.1・2曝気プロワイ ンバータ取替工事 | 2,618,000 | 0 | 2,618,000 | 0 | 0 | 0 | 2,618,000 | 0 | 0 | 経済社会情勢の変化による原材料の不足や高騰で機器類の調達に不測の日数を要したため | |

報告第4号

公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

公益財団法人長門市文化振興財団における令和4年度決算及び令和5年度事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和5年6月9日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 5 号

一般社団法人アグリながとの経営状況について

一般社団法人アグリながとにおける令和 4 年度決算及び令和 5 年度事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

長門市長 江 原 達 也